

第14回総会 令和3年7月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、7月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 また、相続届出2件、賃貸借合意解約12件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和3年度第14回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。農業委員13名、推進委員12名、合計25名の出席であります。本日の議案件数であります、4件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。6番 ○○委員、19番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第75号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第75号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1~4ページの通り申請件数は10件であります。

1番を説明します。受人：三宅の○○、渡人：三宅の○○、申請地：大字三宅字○○番2、登記：畑、現況：雑種地、面積18㎡、申請事由：進入路用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：アパートへの進入路ですが、既に利用済みであり、顛末書が添付されています。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

14番 今回は、30番 ○○委員と私(14番 ○○委員)が会長の命を受けまして、7月16日午前8時30分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第5条10件の現地調査を行いました。順次報告しま

すので、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

30 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇小学校から南西に約 200m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、アパート進入路用地として、適正管理するために申請されたものです。この申請地は、受人の父、〇〇さんが本件北側にアパートを所有され、平成 19 年 7 月頃に、アパート駐車場進入路とするため、渡人の〇〇さんとの話し合いで、〇〇さん所有の土地と交換していましたが、今回無断転用がわかり、違反転用を是正するための転用申請となります。

この案件は、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側は雑種地、西側は市道、南側は農地、北側は宅地となっています。雨水は、東側に排出して、自然浸透処理します。南側の農地に流入しないように、ブロックを設置しています。転用に伴う周辺への土砂流出については、既に 14 年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ同意も得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。

皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：妻の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：新町一丁目〇〇番、登記・現況ともに田、面積608㎡、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：宅地分譲2区画の造成であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇神社から北へ約200m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受け、分譲用地を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内から市道側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺への説明もなされております。

この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：右松二丁目〇〇番2、登記：畑、現況：宅地、面積77㎡、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：木造倉庫用地ですが、既に倉庫として利用しており、顛末書が添付されています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

30番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南西へ約150m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから、贈与により所有権の移転を受け、一般個人住宅用地を取得するために申請されたものです。この申請地は、平成6年区画整理の際に、受人の〇〇さんの父が農業用倉庫を建築しています。その際、申請地も自己所有地であったため、またがって建築していたもので、違反転用を是正するための転用申請です。現在、父の甥にあたる〇〇さんへ贈与されておりますので、無償で農地転用後取得する予定だそうです。この案件は、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側は宅地、西側は畑、南側は宅地、北側は畑となっています。雨水は、自然浸透及び市道側溝へ排水します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、西側との境界には、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：右松一丁目
〇〇番1、登記：畑、現況：田、面積455㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の
内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築であります。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 4番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南西へ約250m
行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の
〇〇さんが、父親の〇〇さんから贈与により所有権移転を受け、一般個人用住宅を建
設するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は畑、南側は畑、北側
は市道となっています。雨水は、敷地内から道路側溝に流します。生活排水につい
ては、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロッ
クを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされて
います。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となりま
す。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 航空写真を見る限りでは、ビニールハウスが建っていますが、今は取り壊されてい

るのですか。

事務局 現在は、既に取り壊されています。

1 番 住居が建築される部分以外は、農地として活用されるのですか。

事務局 父親の農地で、畑として利用されます。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：串間市の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字
〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積1,386㎡、申請事由：集合住宅用地、権利
の内容：売買による所有権移転、主な内容は：木造2階建長屋住宅14戸の建築であり
ます。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 5番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南西へ約200m
行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の
〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、集合住宅2棟14戸を建
設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は田、北
側は田となっています。雨水は、雨水枡を設け、水路側溝へ排水します。生活排水
については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、水路
に面する部分は土間コンクリート施工し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周

辺関係者等へ同意を得ているとのことです。この申請地は、農地の繋がりが10ha未滿の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の購入価格は、〇〇円です。

議 長 5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇

〇番1、登記・現況ともに畑、面積482㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築であります。

議 長 6番について特別調査員の報告をお願いします。

14番 6番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ約250m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、一般住宅を建設するために申請されたものです。申請人の〇〇さんは、〇〇さんの娘婿となり、妻の実家隣に家を建て、休日等には農業の手伝いをするとのことです。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は農地、北側は道路となっています。雨水は、敷地内から北側側溝に流します。

関係する土地改良区の下承も得ているとのことです。生活排水については、合併浄

化槽で浄化した後、敷地内の排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、造成・盛土はしないため、土砂流出はありません。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番3、登記・現況ともに畑、面積991㎡、申請事由：農家住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：農家住宅及び農業用倉庫の建築であります。

議 長 7番について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 7番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北東へ約400m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受け、農家住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側は水路、南側は水路、北側は畑となっています。雨水は、道路側側溝へ排水します。生活排水については、合併浄化

槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に8番の説明をお願いします。

局 長 8番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番1他2筆、登記・現況ともに畑、面積2,690㎡、申請事由：土砂採取及び仮設道路並びに掘削土置場、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は：土砂採取場・土砂運搬車両通行用仮設道路・掘削土置場の一時転用となっております。

議 長 8番について特別調査員の報告をお願いします。

14番 8番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約500m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから使用貸借により借り受けて、土砂を掘削採取し、肥料加工原料として販売するために申請されたものです。周囲は、東側は畑、西側は畑、南側は

畑、北側は道路となっています。雨水は、自然浸透により排水しますが、北側に調整池を造成し、大雨時に道路に流れ出すことを防ぎます。転用に伴う周辺への土砂流出については、特に盛土等を行わないため、懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農振農用地、いわゆる青地となっていますが、一時転用の案件であり、農林課からの許可も得ているとのこと。掘削の終了後は、1枚の畑となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地は、使用貸借となっています。但し、土砂代金として〇〇円支払われます。

議 長 8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 転用期間はどれくらいですか。

事務局 期間は3年間となっており、令和6年7月31日までに、原状復帰工事を完了する予定であります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に9番の説明をお願いします。

局 長 9番を説明します。受人：山田の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番1他1筆、登記：畑及び田、現況：宅地及び雑種地、面積406㎡、申請事由：一般

個人住宅及び駐車場等用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅建築及び駐車場等の設置であります。既に住宅が建てられ、駐車場等として利用されており、顛末書が添付されています。

議 長 9番について特別調査員の報告をお願いします。

30番 9番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ約600m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが〇〇さんから贈与により所有権移転を受け、一般個人住宅と駐車場を建設するために申請されたものです。この申請地は、渡人の〇〇さんのお父さんが、昭和36年頃に、既に建築された住居に家族で入居したのが始まりで、今回、受人の〇〇さんが結婚を期に、住宅を建築することで、無断転用がわかり、違反転用を是正するための転用申請です。この案件は、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側は崖地、西側は宅地、南側は市道、北側は崖地となっています。雨水は、南側道路側溝に排水します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、北側の川原川へ放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、既に60年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 9番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に10番の説明をお願いします。

局 長 10番を説明します。受人：東京都の〇〇、渡人：荒武の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、新富町の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番1他14筆、登記・現況ともに田及び畑、面積10,344㎡、申請事由：太陽光発電設備の設置、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル7,098枚の設置であります。

議 長 10番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 10番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南東に約1.3km行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さん他4名から売買により所有権の移転を受け、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、殆ど原野です。雨水は、自然浸透により排水しますが、周辺には、宅地も田、畑もなく流水による被害等の懸念は全くありません。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、パネル設置部の窪地を平坦化する程度の盛土造成を実施しますが、土地形質を変更するほどの大規模な盛土造成は実施せず、現状平坦部以上の高さにはしないため、土砂流出の懸念はありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の取得費用は、〇〇円となっています。雨水についてであります。地図の裏面の排水計画をご覧下さい。敷地内に排水路及び沈砂池を設置し、自然浸透させ

ます。自然浸透しきれない雨水は、中央部、南部の排水路に流します。水路を管理する、2つの水利組合には了承を得ています。パネル設置については、殆ど原野化している中で、比較的平坦な主に農地部分を造成してパネルを設置します。傾斜のある土地部分には、パネルを設置しないとのこと。

議長 10番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第76号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第76号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書5ページの通り、申請件数は3件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積2,779㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

14 番 1 番を説明します。今回の申請は、都於郡の〇〇集落に住む〇〇さんから、息子さんの〇〇さんへの贈与による所有権移転となります。〇〇さんは、主に WCS 等を作付けしておられますが、〇〇さんが田植え等を行っているようです。〇〇さんは、現在は、勤めておられますが、定年後は、農業を継承されるとのことでした。農機具もトラクター、田植機、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っております。農地法第 3 条による 50a 以上の作付けに関しても何ら問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 それでは、説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明いたします。受人：童子丸の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 8 筆、登記・現況ともに畑及び田、面積 4,602 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 2 番を説明します。受人は、童子丸の〇〇さんで、渡人の〇〇さんは、宮崎市に住

んでおられますが、90歳を超える高齢者で、数年前の農地意向調査でも、農地を売りたいと希望されていたのですが、なかなか買い手が見つからず少し荒れた状態ですが、〇〇さんが水稻を作付けしたいとのことで売買となりました。米の個人販売をされるそうです。山間地でもあるため、電気柵も設置し、農地の管理もしていくそうです。

農地法第3条の50a以上の作付けも問題なく、コンバイン、田植機や保冷庫も揃えてあり、何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額が、田が10a当たり〇〇円、畑が〇〇円となっております。

議長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番について説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番3、登記・現況とも田、面積446㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 地元委員〇〇委員が欠席のため、事務局より確認事項の説明をお願いします。

事務局 3番を説明します。渡人は三財に住む〇〇さんで、受人は同じく三財の〇〇さんへの売買となります。農地の場所は、お手元の地図を参照して下さい。〇〇公民館のすぐ南側の農地となります。受人の〇〇さんは、西都と国富にまたがり、米、WCS、甘藷、大根、ゴーヤ等を作付けしております。農機具も、トラクター、軽トラック、田植機、

コンバイン等農業に必要な機械は一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けに問題ないことから許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。尚、農地の販売価格は、10a当たり〇〇円となっております。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第77号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第77号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、今回、所有権移転はありませんので、貸借権の設定分、議案書6～8ページの通り6件を説明します。

1番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番519他2筆、登記・現況ともに田、面積3,483㎡、令和3年8月から10年間の使用貸借権の再設定です。

2番 受人：清水の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに畑、面積1,317㎡、令和3年8月から10年間の使用貸借権の再設定です。

3番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積999㎡、令和3年8月から10年間の使用貸借権の再設定

です。

4 番 受人：三宅の〇〇、渡人：高鍋町の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,954 m²、令和 3 年 9 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

5 番 受人：三宅の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 526 m²、令和 3 年 9 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

6 番 受人：荒武の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 7,718 m²、令和 3 年 8 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 8 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 6 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 78 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案同第74号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書9～14ページの通り、10件の申請であります。申請番号順に説明します。

1番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他2筆、登記・現況ともに田、面積3,578㎡、令和3年9月から4年5ヶ月間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

2番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他5筆、登記・現況ともに田、面積10,398㎡、令和3年9月から4年5ヶ月間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

3番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：都城市の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他5筆、登記・現況ともに畑、面積33,637㎡、令和3年9月から10年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

4番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他3筆、登記・現況ともに田、面積3,140㎡、令和3年9月から10年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

5番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積1,577㎡、令和3年9月から9年8ヶ月間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

6番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積992㎡、令和3年9月から10年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

7番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積693㎡、令和3年9月から10年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

8番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積1,301㎡、令和3年9月から10年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

9番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1他5筆、登記・現況ともに田、面積4,069㎡、令和3年9月から5年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

10番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番2他1筆、登記・現況ともに田、面積700㎡、令和3年9月から5年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年8月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から10番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 暫時休憩

議長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3時36分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長

6 番

19 番